



FAI Sporting Code

国際航空連盟 スポーツ規定

GENERAL SECTION

総 則 編

2019 年版

日本航空協会版日本語訳掲載	2019年5月1日
FAI 発行	2019年1月1日
FAI HP 掲載	2019年1月4日
IF・スポーツ・ジェネラル委員会承認	2018年10月24日

Fédération Aéronautique Internationale
Maison du Sport International
Avenue de Rhodanie 54 CH-1007 Lausanne (Switzerland)
Tel: +41(0) 21 345 10 70
Fax: +41(0) 21 345 10 77
E-mail: sec@fai.org
Web: www.fai.org

VERSION 1.0

一般財団法人 日本航空協会

本書は、FAI Sporting Code - General Section を翻訳したもので、
訳文に疑義がある場合は、英語版が優先する。
本書(日本語版)の著作権は(一財)日本航空協会に帰属する。本書の全部
あるいは一部を(一財)日本航空協会の承諾なし転載することはできない。

国際航空連盟

MSI - Avenue de Rhodanie 54, CH-1007 Lausanne, Switzerland

著作権 2019

本書の著作権は国際航空連盟（FAI）に帰属する。FAIの代理人、あるいはFAI会員に対しては、以下の条件に基づきこの文書をコピー、印刷、及び配布する事が許可される。

1. 本書は情報としての使用のみが可能であり、商業目的で利用することはできない。
2. 本書の全部あるいは一部をコピーする場合は、著作権に関する注意書を必ず含めること。
3. 各国の航空法、航空交通及び管制に適用される規則は、すべての競技会に帰属する。
これらの規則は順守されなければならない、該当する場合は、いかなるスポーツ規則より優先される。

本書に記述されている製品、方法、技術は、FAIあるいは他に知的所有権が帰属している場合がある為、上記条件は適用できない。

FAI 国際スポーツ競技に対する権利

FAI スポーツ規定に全部あるいは一部従って実施する全ての国際スポーツ競技会は、“FAI 国際スポーツ競技会”と称する。

FAI 定款により、FAI は FAI 国際スポーツ競技会に関係する全ての権利を有し、管理する。

FAI 会員は各国内での FAI 国際スポーツ競技会に対する FAI 所有権を行使し、FAI スポーツ・カレンダーに登録しなければならない。

そのような競技会において、商業活動目的で権利の行使を望む競技会主催者は、FAI に事前合意を求めなければならない。FAI が所有する権利は、合意により、競技会主催者に委譲することもある。

この権利には FAI 競技会の為の広告のみならず、競技会名もしくは商業用ロゴの使用及び、録画や同時放送による音声、映像、プログラム、かつ／あるいはデータの使用を含む。

これらには、FAI 国際スポーツ競技会で使用される判定や採点法、パフォーマンス評価や情報として使用される、ソフトウェアを含む電子的または他の手段によるいかなる素材の使用権限も含む。

各 FAI エア・スポーツ委員会は、権限の責任を負う、もしくは放棄するために、FAI 会員や然るべき FAI 会員により認定された他の団体と、その種目のワールド・エア・ゲームズを除く FAI 国際スポーツ競技会へ、全てもしくは一部の権限の委譲をすべく、契約交渉をすることができる。

そのような権限委譲の契約もしくは権限の放棄は、担当のエア・スポーツ委員会会長により承認された後、FAI 役員により署名されなければならない。

FAI スポーツ競技会の実施責任者や法的団体は書面契約によってもよらなくても、上記のような FAI が所有する権利を認める。

書面による権限委譲の合意が行われない場合は、FAI が競技に対する全ての権限を有する。

契約や権限の委譲にかかわらず、FAI は記録保存かつ／あるいは宣伝のために、無料で競技の音や映像を撮ることが出来る。

また、FAI は録画された競技会のあらゆる部分を自費で修正する権利も有する。



リンク : FAI 定款及び定款付則

スポーツ規定総則編の改正

2019年度版

改訂記録

スポーツ規定総則編（GS）の改正および改正版の発行は、航空スポーツ・ジェネラル委員会（CASI）に替わり、FAI事務局が行う。

www.fai.org/document-compression/52718

改定版	改訂実行日	改訂者署名 ・ 改訂者名 ・ 改訂日
3.1.3	2017年1月1日	本書には組み込まれていない
2.5.1	2018年1月1日	
3.1.6	2018年1月1日	
4.1.6	2018年1月1日	
4.4.3	2018年1月1日	
4.4.3.3	2018年1月1日	
4.4.3.3.1	2018年1月1日	
4.4.3.3.2	2018年1月1日	
4.18	2018年1月1日	
5.2.1	2018年1月1日	
5.4.2.4	2018年1月1日	
5.4.2.6.1	2018年1月1日	
7.1.6	2018年1月1日	
1.4.1	2019年1月1日	
2.2	2019年1月1日	
5.5.1.4	2019年1月1日	
7.6	2019年1月1日	
7.8.1	2019年1月1日	
7.8.2	2019年1月1日	

目次

改正記録

項目一覧

序文

第1章 FAIの原則及び権限

- 1.1 原則
- 1.2 スポーツ規定
- 1.3 スポーツ規定の権限
- 1.4 改定

第2章 分類及び定義

- 2.1 分類
- 2.2 FAI 国際エア・スポーツ委員会
- 2.3 定義
- 2.4 パフォーマンス定義
- 2.5 大陸・地域
- 2.6 技能証明書
- 2.7 用語・略語解説

第3章 スポーティング・ライセンス

- 3.1 スポーティング・ライセンス
- 3.2 スポーティング・ライセンスの没収

第4章 スポーツ競技会

- 4.1 競技会の分類
- 4.2 国際スポーツ競技会の登録
- 4.3 スポーツ競技会の承認
- 4.4 FAI スポーツカレンダーに記入されるスポーツ競技会
- 4.5 参加者
- 4.6 代表権
- 4.7 FAI スポーツ競技会主催の申出
- 4.8 FAI スポーツ競技会の規則
- 4.9 エントリー
- 4.10 参加申込者の義務
- 4.11 参加申込の受理
- 4.12 参加申込の変更
- 4.13 参加申込の拒否
- 4.14 参加費の返還
- 4.15 結果及び表彰授与
- 4.16 装置／機器
- 4.17 年齢別カテゴリー

第5章 スポーツ競技会及び記録の管理

- 5.1 NACの義務
- 5.2 パフォーマンス管理責任者
- 5.3 FAI 競技会での記録
- 5.4 カテゴリー1 競技会役員
- 5.5 運営役員
- 5.6 カテゴリー2 競技会役員

第6章 不服申立て、罰則、抗議及び控訴

- 6.1 不服申立て
- 6.2 ペナルティ及び失格
- 6.3 抗議
- 6.4 抗議の処理
- 6.5 控訴
- 6.6 提訴処理
- 6.7 判決内容の公表

第7章 国際記録

- 7.1 国際記録の定義
- 7.2 アブソリュート・レコード（絶対記録）
- 7.3 記録保持者
- 7.4 記録の管理
- 7.5 許可取得の義務
- 7.6 同時達成記録
- 7.7 マルティプル・レコード（複数達成記録）
- 7.8 世界記録の証明
- 7.9 検証
- 7.10 通知

第8章 測定、計算、許容差（マージン）

- 8.1 測定
- 8.2 計算
- 8.3 記録の許容差（マージン）と精度
- 8.4 承認

FAI スポーツ規定の序文

国際航空連盟（FAI）は主に航空スポーツ競技、記録（宇宙活動を含む）とその他承認した飛行内容に関する世界的組織である。

FAI は、各国内で航空スポーツ活動を統括している NAC（National AirSport Control）組織を統合する。NAC は FAI の会員であり、FAI 方針決定の最高会議体である年次総会に出席する。

総会の方針や決定は FAI 執行役員会やエア・スポーツ委員会により履行される。執行役員会は定款、附随定款やスポーツ規定が正しく守られるようにする。

FAI スポーツ規定はジェネラル・セクション（総則編）とスペシャライズド・セクション（細則編）から成る。この FAI スポーツ規定は 2 つの主なエリアから成り、1 つ目は選手権や競技会等の組織されたスポーツ競技について、2 つ目は記録について定める。

ジェネラル・セクションは全ての航空スポーツに共通した事項から成り、FAI エア・スポーツ一般委員会（CASI）が責任を持つ。スペシャライズド・セクションは、規則や各種の手順を含み、各エア・スポーツ委員会の責任下にある。（2.2 項参照）

文言：“Shall”及び“must”は義務的な事項を意味する。“should”は非義務的な推奨を意味する。“may”は許可、“will”は未来を意味する。
文中で別途指示がない限り、男性用語は女性も含むこととする。
単数形で用いられている単語は複数形を含んでおり、逆もまた同様である。

空白ページ

第 1 章

FAI の原則及び権限

1.1 原則

FAI は健全なスポーツマンシップを発揮し公正な競技が行えるべく、エア・スポーツ並びにエアロノーティック（航空飛行）、及びアストロノーティック（宇宙飛行）記録の管理を行う唯一の国際機関である。

FAI のスタチュート（定款）はスポーティング・コード（スポーツ規定）を体系的に細目規定するものとしており、その規定により FAI は全てのエア・スポーツ活動を管理・コントロールする。

1.2 スポーツ規定

1.2.1 スポーツ規定はジェネラル・セクション（総則編 又は GS）とスペシャライズド・セクション（細則編で、単に”セクション”又は SS）とで構成する。

1.2.2 ジェネラル・セクションは全ての FAI エア・スポーツ活動に共通なルール及び規則を規定する。ジェネラル・セクションの改定及び維持管理は FAI エア・スポーツ・ジェネラル委員会が担当する。

1.2.3 各スペシャライズド・セクションは FAI が承認したそれぞれのエア・スポーツ種目の活動に適用するルール及び規則を規定する。
各スペシャライズド・セクションの改定及び維持管理は、それぞれの FAI エア・スポーツ委員会（ASC）が担当する。

1.2.4 各エア・スポーツ種目に適用されるスペシャライズド・セクションはジェネラル・セクションに抵触してはならない。

1.3 スポーツ権限

1.3.1 ナショナル・エアスポーツ・コントロール（NAC）

スポーツ規定の行使は各国においてスポーティング・パワー（定義に関しては FAI 定款及び 2.7 項以下参照）を有する FAI 正会員及び準会員がその権限を有する。

このように各国内のエア・スポーツ・コントロールを行う FAI 会員を“NAC”という。

1.4 改訂

1.4.1 スポーツ規定のジェネラル・セクションはエア・スポーツ・ジェネラル委員会により改訂され、スペシャライズド・セクションは各エア・スポーツ委員会により改訂される。CASI 総会が例外的に CASI 事務局に改訂を委ねない限り、ジェネラル・セクションのいかなる改訂も CASI 総会により決定されなければならない。CASI 総会における採決方法は、単純過半数とする。

1.4.2 ジェネラル・セクションの改定は、エア・スポーツ・ジェネラル委員会の総会で承認された日を以て有効とする。
各エア・スポーツ委員会は、管轄するスポーツ規定のスペシャライズド・セクションの毎年の改定日を決定する。

1.4.3 ジェネラル・セクションの改訂版は、エア・スポーツ・ジェネラル委員会に代わり、FAI事務局が発行する。

改訂版は完成次第、関連 FAI ホームページ上に公開される。

ジェネラル・セクションの最新版は以下参照：

www.fai.org/document-compression/52718

1.4.4 各国 NAC は、役員やスポーツ規定のジェネラル・セクションを参照/利用する者が、上記のことを理解し、且つ最新版を使用しているか確認する義務がある。

第 2 章 分類及び定義

2.1 分類

下の分類はすべての FAI 競技会及び記録に適用する。

- クラス A : 自由気球(Free Balloons)
- クラス B : 飛行船(Dirigible - Airships)
- クラス C : 飛行機、電気-及び太陽-動力航空機(Aeroplane,electric-and solar-powered aeroplanes)
- クラス D : グライダー及びモーター・グライダー(Gliders and Motor Gliders)
- クラス E : 回転翼機(Rotorcraft)及びマルチローター (Multi-Rotors)
- クラス F : 模型航空機(Model Aircraft)
- クラス G : パラシュート(Parachutes)及びインドアスカイダイビング (Indoor Skydiving)
- クラス H : 垂直離着陸航空機 (Vertical Take-off and Landing Aircraft)
- クラス I : 人力航空機(Human-powered Aircraft)
- クラス K : 宇宙船(Spacecraft)
- クラス M : ティルト・ウイング/ティルト・エンジン機(Tilt-wing/tilt-engine aircraft)
- クラス O : ハンググライダー及びパラグライダー(Hang Gliders and Paragliders)
- クラス P : エアロスペースクラフト(Aero-spacecraft)
- クラス R : マイクロライト航空機及びパラモーター(Microlight Aircraft and Paramotors)
- クラス S : スペース・モデル(Space models)
- クラス U : 無人航空機(Unmanned Aerial Vehicles)

2.2 FAI 国際航空スポーツ委員会

各エア・スポーツ委員会 (ASC) の責任の及ぶ範囲は、FAI 定款に明記されている。

以下の表は手引書として提供する。

エア・スポーツ委員会の略号の説明は、2. 7 項の用語・略語解説にておこなう。

FAI 委員会		スポーツ・セクション	FAI クラス		
航空スポーツ種目	略号		クラス	名称	
バルーン	CIA	1	A	自由気球	
			B	飛行船	
ジェネラル・アビエーション	GAC	2	C	飛行機	
			H	垂直離着陸航空機	
グライダー	IGC	3	D	グライダー	
			DM	モーター・グライダー	
エアモデル	CIAM	4	F	模型航空機	
			12	S	スペースモデル
			U	無人航空機	
パラシューティング	IPC	5	G	パラシュート	
				インドアスカイダイビング	
エアロパティック	CIVA	6	C	飛行機	
			D	グライダー	
ハンクグライダー	CIVL	7	O	ハンクグライダー	
				パラグライダー	
アストロパティックス	ICARE	8	K	宇宙船	

			P	エアロ・スペースクラフト
ロータークラフト	CIG	9	E	ヘリコプター
				ティルト・ロータークラフト
				オートジヤロ
			M	マルチローター
				コンパウンド・ヘリコプター
				ティルト・ウィング / ティルト・エンジン機
超軽量動力機 & パラモーター	CIMA	10	R	マイクロライト・エアクラフト
				ハワード・ハンククライト
				パラモーター
ジェネラル(一般)	CASI	11	I	人力航空機
ジェネラル(一般)	CASI	ジェネラル	ALL	全クラス
ジェネラル アヴァンション(一般)	CIACA	13	CS	ソーラー・ワード・エアクラフト
			CE	エレクトリック・ワード・エアクラフト

各エア・スポーツ委員会には Email Address が設定されている。FAI web pages は <http://www.fai.org/> である。

2.3 定義

以下の一般定義は、全エア・スポーツ委員会に適用される。
定義および小分類の詳細については、スポーツ規定のスペシャライズド・セクションに定める。

- 2.3.1 航空機(AIRCRAFT) : 空気が作用する力により大気中を飛行できる乗物をいう。次の二類型に分類される。
- 2.3.2 重航空機(AERODYNE): 空気より重く、飛行中、主に空力的力で浮力を得ている航空機をいう。
- 2.3.3 軽航空機(AEROSTAT): 空気より軽い航空機をいう。

2.4 パフォーマンスの定義

パフォーマンス、飛行、コース等の種類別の定義は、各エア・スポーツ委員会により決定され、スポーツ規定の該当するスペシャライズド・セクションにて公表される。

2.5 大陸地域の定義

大陸地域選手権及び記録のため、FAI は大陸地域を以下の通り定める。(アルファベット順)

- 2.5.1 アジア (Asia) アジア大陸諸国及び 2.5.3 項に定義するヨーロッパ諸国の東側に近隣する島国から日本、フィリピンの極東諸国まで。スリランカ、ブルネイ、インドネシア及び中華台北を含むが、ロシアを除く。
- 2.5.2 アフリカ (Africa) アフリカ大陸の全ての国々からなり、ケープ・ヴェルデ、セイシェル、モーリシャスのような近隣の島国を含む。
- 2.5.3 ヨーロッパ (Europe) 地中海及びその北側の全ての国々からなり、近隣の島国及びカスピ海の西側の国々を含む他、アイスランド、アイルランド、イスラエル、ロシア全土、トルコ及びイギリスを含むが、イランは含まない
- 2.5.4 オセアニア (Oceania) パプア・ニューギニア、オーストラリア、ニュージーランド及び太平洋の東側でマーケサス及びツアモツ群島までの国々からなるが、上記のアジアで列記したどの国(例えば、インドネシア、日本、フィリピン) も含まない。

- 2.5.5 北アメリカ (North America) パナマからカナダ及びバミューダ島を含むカリブ海諸島の国々からなる。
- 2.5.6 南アメリカ (South America) コロンビアからチリ及びアルゼンチンまでの全ての国々からなる。
- 2.5.7 特定選手権のための暫定的な変更 担当エア・スポーツ委員会の要請があった場合、FAI エア・スポーツ・ジェネラル委員会事務局の同意により、大陸地域の定義は変更可能である。
- 2.5.8 他の地域グループ編成 ここに列挙した大陸地域と異なる地域グループ編成の選手権を定期的にFAI が承認する場合、その地域グループ編成の定義をこの項に規定する。
唯一承認される地域グループ編成は、パン・アメリカ及びアジア・オセアニアである。

2.6 技能証明書

技能証明書とは個人のパフォーマンス又はプロフィシェンシー（技能）のレベルを証明する書類である。
技能証明書はいずれのFAI 種目についても発行される。
技能証明書の所持者に必要な要件及び権利取扱いは担当エア・スポーツ委員会が決定し、その詳細はスポーツ規定のスペシャライズド・セクションに記載される。

2.7 用語・略語解説

本編には本書で使用されている用語類の一覧であり、一般的な用語の定義及び航空スポーツに関連する略語が記載されている。

A	(FAI Class) - Balloons
Aeronautics	For FAI purposes, aerial activity, including all air sports, at a height equal to or less than 100 kilometres above the earth's surface.
AL	Amendment List
Altitude	The vertical distance from mean sea level (MSL). See also `QNH', and `Height'.
AMSL	Above Mean Sea Level
ASC	Air Sport Commission
Astronautics	For FAI purposes, activity more than 100 kilometres above the earth's surface
AUW	All Up Weight / Mass
B	(FAI Class) - Airships/Dirigibles
C	(FAI Class) - Aeroplanes
C	(Temperature) – Celsius
CAS	Calibrated Airspeed (IAS corrected for Instrument and Pressure Errors)
CASI	Commission d'Aéronautique Sportive Internationale (the Air Sport General Commission of FAI)
Certification	The signature on and preparation of certificates and other documents concerned with the process of flight verification with a view to validation of an FAI Flight Performance
CIA	Commission Internationale d'Aérostation the International Ballooning Commission
CIACA	Commission Internationale des Aéronefs de Construction Amateur, the FAI Amateur-built and Experimental Aircraft Commission.
CIAM	Commission Internationale d'Aéromodélisme, the International Aeromodelling Commission
CIG	Commission Internationale de Giraviation, the International Rotorcraft Commission
CIMA	Commission Internationale de Micro-Aviation, the International Microlight and Paramotor Commission
CIMP	Commission Internationale Médico-Physiologique, the Medical Commission - a Technical Commission of FAI.
CIVA	Commission Internationale de Voltige Aérienne, the International Aerobatics Commission
CIVL	Commission Internationale de Vol Libre, the International Hang Gliding and Paraglidin Commission
C of A	Certificate of Airworthiness
D	(FAI Class) - Gliders
DM	(FAI Class) - Motor Gliders
E	(FAI Class) - Rotorcraft (Helicopters and Autogyros)
Earth Model	The mathematical surface upon which geometric calculations are performed. Earth models in use are ellipsoidal, spherical, and planar.

Ellipsoid	For FAI purposes, an ellipsoid is the surface formed by the rotation of an ellipse about its minor axis.
EnvC	The Environmental Commission. A Technical Commission of FAI.
F	(FAI Class) – Model Aircraft
FAI	Fédération Aéronautique Internationale, with its headquarters in Lausanne, Switzerland.
FAI Sphere	A sphere of radius 6371 kilometres, exactly.
g	Acceleration due to the force of gravity (9.81 m/sec ²)
G	The force on an object under acceleration expressed in multiples of g.
G	(FAI Class) - Parachuting
GAC	General Aviation Commission
Geodesic	The path of shortest length between two points on a surface.
Geodetic Datum	A specification of the shape, size and location in space of the surface of the Earth. Specification of the Geodetic Datum is necessary for unique GNSS solutions, and for map-making. <i>WGS84 (q.v.) is a geodetic datum.</i>
GLONASS	Global Orbital Navigation Satellite System, the Russian GNSS system similar to the US GPS
GNSS	Global Navigation Satellite System (Generic term for all systems such as the Russian GLONASS and the US GPS)
GNSS fix	The 4-dimensional (latitude, longitude, altitude, UTC) location of a point in space and time, as determined by a GNSS.
GPS	Global Positioning System (US GNSS System managed by the Departments of Defense and Transportation)
H	(FAI Class) - Vertical Take-off and Landing Aircraft
Height	The vertical distance from a given height datum such as the take-off place. See also 'QFE', and 'Altitude'.
Homologation	The validation of a Flight Performance by an NAC or FAI for record purposes
Host NAC	The NAC of a country in which an FAI Sporting Event is organized <i>hPa Hecto Pascal (Pressure unit, equal to a millibar)</i>
I	(FAI Class) - Human Powered Aircraft
IAS	Indicated Airspeed
ICAO	International Civil Aviation Organisation (HQ in Montreal, Canada)
ICARE	International Commission for Astronautics Records
IGC	International Gliding Commission
IPC	International Parachuting Commission
ISA	International Standard Atmosphere as defined by ICAO. <i>Reference: Manual of the ICAO Standard Atmosphere (extended to 80 kilometres (262500 feet), Doc 7488-CD, Third Edition, 1993, ISBN 92-9194-004-6.</i>
K	(FAI Class) - Spacecraft
M	(FAI Class) - Tilt-Wing Aircraft
min	Minute, unit of time (UT), compared to 'arcmin' which is 1 minute of angle
m/s	Metres per Second
MSL	Mean Sea Level
NAC	National Airsport Control
O	(FAI Class) - Hang Gliders and Paragliders
OO	Official Observer
Organizer	The event organizer approved by, and acting with or on behalf of, an NAC or the FAI
Ornithopter	A machine that achieves and sustains flight by the sole means of flapping wings.
P	(FAI Class) - Aerospacecraft
QFE	Altimeter pressure setting that results in an indication of zero on the surface
QNH	Altimeter pressure setting that results in an indication of height above sea level
R	(FAI Class) - Microlights, Powered Hang Gliders and Paramotors
S	(FAI Class) - Space Models
Soaring	The utilisation of the vertical component of movements of air in the atmosphere for the purpose of sustaining flight, without the use of thrust from a means of propulsion.
Space	For FAI purposes, more than 100 kilometres above the earth's surface.
Sporting Powers	The right to organise and conduct FAI Sporting Events, to authorise aeronautic or astronautic record attempts, to appoint officials to supervise FAI competitions and record attempts, to participate in the work of FAI Air Sport Commissions, and to authorise individuals and teams to compete in FAI Air Sport Activities by issuing FAI Sporting Licences
STOL	Short TakeOff and Landing
TAS	True Air Speed
U	(FAI Class) – Unmanned Aerial Vehicle

UT	UTC to the local hour convention
UTC	Universal Time Co-ordinated
Validation	An act of ratification or official approval. In FAI terms, the act of approving a Flight Performance (or an element of one such as reaching a Turn Point) for FAI purposes.
Verification	The process of checking and assembling evidence with a view to validating a Flight Performance
Vincenty Method	An empirical method used to calculate the distance between pairs of points on the WGS84 ellipsoid Reference: http://www.ngs.noaa.gov/PUBS_LIB/inverse.pdf Example: http://www.fai.org/how-to-set-a-record/world-distance-calculator
Vs	Stalling Speed
VTOL	Vertical TakeOff and Landing
WADA -	World Anti Doping Agency. See http://www.wada-ama.org
WAG -	World Air Games. An international sporting event involving several FAI air sports at the same time, see GS 4.1.5.
WGS84 Earth Datum	See WGS84
WGS84	World Geodetic System 1984 – For FAI purposes, this is the standard Geodetic Datum.
WGS84 Ellipsoid	An ellipsoid based on an ellipse with a semi-minor axis of 6356,7523 kilometres and a semi-major axis of 6378,1370 kilometres. The minor axis is the polar axis.

空白ページ

第3章 スポーティングライセンス

3.1 スポーティング・ライセンス

- 3.1.1 定款による権利 FAI スポーティング・パワーを保有する FAI 会員のみが、FAI スポーティング・ライセンスを発行する権利を有する。
- 3.1.2 スポーティング・ライセンス所持者の義務 スポーティング・ライセンス所持者は FAI スポーツ規定を熟知かつ理解していることを認め、そしてその遵守を約束する。有効な FAI スポーティング・ライセンスの所持者のみが FAI スポーツ競技会に参加し又記録挑戦飛行を実施することが出来る。
- 3.1.3 スポーティング・ライセンスの発行 各 NAC は、その国のシチズン（市民、日本の場合は”国民”）又はレジデント（外国人居住者）のいずれかであると認められた個人に対し、FAI スポーティング・ライセンスを発行する権限を有する。個々のスポーティング・ライセンスを発行している機関により、スポーティング・ライセンス保有者の必要情報、及び個々のライセンスの有効期限が FAI スポーティング・ライセンス・データベースに登録されている場合に限り、スポーティング・ライセンスは発行される。データベース上の必要情報として、発行した機関の名称、ライセンス保持者の名前と詳細な連絡先、NAC が付すライセンス番号が、制限なく、必ず含まれなくてはならない。1つのスポーティング・ライセンスは、一つのエアスポーツ種目（2.2 項を参照）、もしくは複数エアスポーツ種目に発行される。当該情報は、スポーティング・ライセンスデータベースに必ず明確に表示されなければならない。個々の FAI スポーティング・ライセンスは、全て NAC で認識される。
- 3.1.3.1 アイデンティフィケーション（身分証明）
- 3.1.3.1.1 一個人のシチズンシップ（市民権、日本の場合は”国籍”）は当該国政府又はその関係機関が発行するシチズンシップを認める身分証明書類により証明される。この書類は、英語がふさわしく、そうでなければ公式な英文訳を添付しなければならない。
- 3.1.3.1.2 一個人のレジデンシー（居住地）とは、普段その個人が暦年（1月1日～12月31日）の内、少なくとも 185 日以上居住している場所のことである。それは、個人的及び職業的な繋がりがある場所であり、もし職業的な繋がりが無い場合は、当該個人と居住している場所との密接な関係が明白な、個人的な繋がりのある場所である。一個人の居住地は、当該国政府又はその関係機関が発行する居住地の記載された身分証明書類、もしくは当該国 NAC の代表によりサインされた宣誓陳述書により証明される。この書類は、英語がふさわしく、そうでなければ公式な英文訳を添付しなければならない。
- 3.1.3.1.3 国籍のない一個人のアイデンティティ（身分）は居住国の政府又は関係機関が発行するレジデンス・パーミット（居住許可）により証明される。この書類は、英語がふさわしく、そうでなければ公式な英文訳を添付しなければならない。
- 3.1.3.2 一個人は 2 国以上の NAC が発行するスポーティング・ライセンスを同時に所持してはならない。3.1.3.6 項に基づき、ある NAC より他の NAC に移行を希望する個人は、新 NAC よりスポーティング・ライセンスの発行を受けることができる。但しこの発行は、旧 NAC にその旨通知し且つ旧 NAC が発行した有効なスポーティング・ライセンスを取消した後とする。FAI 事務局員は、両 NAC からの証拠書類を受領次第、スポーティング・ライセンスのデータベースを直ちに更新する。
- 3.1.3.3 スポーティング・ライセンスの発行権限は NAC が有するが、NAC はその権限を国内の他の航空団体に委譲し、配付に関わらせてもよい。一個人に対し複数のスポーティング・ライセンスが発行され、その内懲戒事由により

1 種目のライセンスが取消された場合、NAC はその個人(3.1.3.2 項) に対し発行された他の全てのライセンスを取消することとする。

- 3.1.3.4 NAC はスポーティング・ライセンスの発行を拒否することがある。
- 3.1.3.5 FAI 定款 1.8.2 項 に基づき、FAI 事務局長は、FAI 執行役員会又は関連エア・スポーツ委員会の了解のもとに、3.1.3.6 項によりスポーティング・ライセンスを取得できない個人に対しライセンスを発行する。
この権限執行は、上記 3.1.3 項に従い、期限の 3 月 31 日までに必要な年会費を支払った NAC、もしくは休会中の NAC のシチズン又はレジデントには適用しない。
- 3.1.3.6 代表権
- 3.1.3.6.1 1 国のシチズンに対するスポーティング・ライセンスは、カテゴリー1 国際スポーツ競技会でその国を代表するために、またカテゴリー2 国際スポーツ競技会に参加するために、及び記録挑戦を行なうために発行される。
FAI でいう国籍の定義は 3.1.3.1.1 項を参照、代表する NAC の変更は 3.1.3.6.4 項を参照のこと。
- 3.1.3.6.2 居住者 FAI による居住の定義は 3.1.3.1.2 項を参照。
- 3.1.3.6.2.1 カテゴリー1 大会 その国のシチズンでない居住者には、代表国の変更に関する 3.1.3.6.4 項に基づき、カテゴリー1 国際競技会でその国の NAC を代表するものとして FAI スポーティング・ライセンスが発行される。
- 3.1.3.6.2.2 カテゴリー2 大会や他の FAI 活動 その国のシチズンでない居住者には、同時に 2 つのスポーティング・ライセンスを持つことを禁止した 3.1.3.2 項に基づきカテゴリー2 国際競技会に参加するためや記録挑戦等の活動に参加するために居住国の NAC によりスポーティング・ライセンスが発行される。
- 3.1.3.6.3 多重国籍 多重国籍者は FAI スポーティング・ライセンスを申し込むためには、国籍のある国々の 1 つの NAC を自由に選んでよい。
もし後で国籍のある別の国に変更したければ、代表国の変更に関する 3.1.3.6.4 項に基づき、居住地に関係なく変更してよい。
- 3.1.3.6.4 代表国の変更 - カテゴリー1 国際競技会 カテゴリー1 大会において、ある国を代表した競技者は、その大会に参加した年(暦年) 以降の 2 暦年(1 月 1 日から 12 月 31 日まで)、もしくは特定のエア・スポーツ・委員会が定めるそれ以上の期間、別の国の代表としていかなるカテゴリー1 大会にも参加できない。
同時に 2 つのスポーティング・ライセンスを持つことを禁止する 3.1.3.2 項を参照のこと。
一個人の選択ではなく、地政学的な変更により、他国の居住者になって、もはや以前の国でのスポーティング・ライセンス所持の資格がないという例外的な環境下では、関連する NAC が書面による承認を与え、CASI によって再審理・承認されれば当該期間は短縮され得る。
- 3.1.4 スポーティング・ライセンスの有効性 スポーティング・ライセンスの所持者は身分を証明するものとして、写真及び署名 入りの公式書類の提出を求められることがある。
- 3.1.5 スポーティング・ライセンスの取消し FAI スポーティング・ライセンスは FAI またはそれを発行した NAC が取消することがある。
- 3.1.6 スポーティング・ライセンス・データベース上のデータの他用途 NAC は会員証及び技能証明書等のその他の国内公式書類を作成する際、FAI スポーティング・ライセンス・データベースより引用した FAI ID 等の情報を使用することが出来る。
- 3.1.7 UAV 記録 スポーツ規定セクション 12 に従って無人航空機(UAV) で記録に挑戦するために、FAI UAV 記録ライセンスが発行される。第 3 章の他項の手続きは“スポーティング・ライセンス”を“UAV 記録ライセンス”と読み替えて適用される。このライセンスは個人というよりは、通常、関係する特定型 UAV を飛行させる当局などの団体組織に対し発行される。

3.2 スポーティング・ライセンスの没収

- 3.2.1 FAI スポーツ競技会への出場が失格となった競技者はスポーティング・ライセンスを競技委員長に返上する。
失格の根拠については、各エア・スポーツ委員会が決定する。
- 3.2.2 失格した競技者は参加費の一部といえども払戻しを受けることが出来ず、又当該競技会で受賞に値するいかなる賞も受ける資格はない。
スポーティング・ライセンスの返上が遅れた場合、遅れた期間だけ没収期間は延長する。
- 3.2.3 スポーティング・ライセンスの没収期間中、いかなる FAI スポーツ活動への参加も記録挑戦飛行も禁止される。
3.2.1 項で定義した失格に加え、没収期間については NAC が決定する。
- 3.2.4 失格者はその所属する NAC により処罰を受ける場合がある。競技委員長は競技終了後、没収したライセンスの詳細を、状況の概要書と併せて、失格者の所属する NAC 宛てに送付する。
NAC は 7 日以内に、その処罰の結果として生じた変更箇所を、スポーティング・ライセンス・データベース上で更新しなくてはならない。

空白ページ

第4章 スポーツ競技会

4.1 競技会の分類

競技会とはスポーツ規定に従い NAC 又は FAI 或いはその代理者がオーガナイズ（組織運営）するエア・スポーツ競技会をいう。

競技会については 4.1.1～4.1.5 項の通り分類、定義する。

その他の定義、分類については各セクションに定める。

4.1.1 国内競技会 (NATIONAL SPORTING EVENT) 組織運営する NAC の参加者のみに公開されるスポーツ競技会をいう。

4.1.2 国際競技会 (INTERNATIONAL SPORTING EVENT) 一国以上の NAC もしくは有効なスポーティング・ライセンスを所持している個人の参加者がエントリー可能なスポーツ競技会である。但し、そのライセンスは総じて一国以上の NAC により発行されているものとする。

4.1.3 地域選手権 (REGIONAL CHAMPIONSHIP)

4.1.3.1 大陸選手権 (CONTINENTAL CHAMPIONSHIP) スポーツ規定 (2.5 項参照) に定める特定の大陸地域内の全ての NAC からの参加者、そして、申し込み数に余裕がある場合、特定地域外の NAC からの参加者に公開する国際スポーツ競技会をいう。

この場合大陸地域選手権のタイトルは、競技終了後、特定地域内よりの最高得点の個人またはチームに授与される。

4.1.3.2 その他の地域グループの選手権 2.5 項以外の地域国のグループで、エア・スポーツ・ジェネラル委員会が特に地域選手権と認めたもので、大陸内又は大陸間のグループも含む。

4.1.4 世界選手権 (WORLD CHAMPIONSHIP) 全ての NAC からの参加者に公開される国際競技会であり、優勝者には世界選手権者のタイトルが授与される。

4.1.5 ワールド・エア・ゲームズ (WORLD AIR GAMES) 同時に複数の FAI エア・スポーツを絡ませた国際スポーツ競技会を言い、NAC からの参加者に公開される。

WAG のルールは FAI より入手可能である。

CASI は WAG の一般ルールを認めている。

WAG では、これらの一般ルールがスポーツ規定と相容れない場合、一般ルールが適用となる。

4.1.6 マルチスポーツ競技会 1 種目または複数種目のエア・スポーツ及び、エア・スポーツ以外のスポーツが含まれる競技会。当該競技会が FAI の管理下で行われる限り、FAI スポーツ規定及び、可能な限りカテゴリー 1 競技会の競技会規則が適用される。当該規則は、競技会のコンセプトに応じて担当エア・スポーツ委員会が適合させることができ、FAI 執行役員会/本部は特別な競技会の提案を承認することが出来る。最終競技会規則は、4.4.3 項に従いエア・スポーツ委員会及び FAI 執行役員会の双方により承認されなければならない。

4.2 国際スポーツ競技会の登録

FAI は国際スポーツ・カレンダーを管理/更新し公表する。

国際スポーツ競技会が承認されるためには開催する NAC が当該国際スポーツ競技会を FAI スポーツ・カレンダーに登録しなければならない。

この登録は競技会開始日の遅くとも 30 日前まで、もしくは、エア・スポーツ委員会によりスペシャライズド・セクションに明記されている場合はより早期に、FAI 事務局によって受領されなければならない。

4.3 スポーツ競技会の承認

4.3.1 FAI 総会で決定していなくても、FAI スポーツ・カレンダー (4.2 項) に登録されているスポーツ競技会は、FAI の規則に準拠して開催されなければならない。

4.3.2 4.3.1 項に加え、年間開催される登録済のスポーツ競技会は、開催国 NAC が FAI に対する義務を履行した場合にのみ承認される。

4.4 FAI スポーツ・カレンダーに記入される競技会

カテゴリー1 競技会

- 4.4.1.1 ワールド・エア・ゲームズ：総会の承認による。
- 4.4.1.2 世界選手権又は大陸地域選手権：担当のエア・スポーツ委員会及び執行役員会で、FAI スポーツ・カレンダー/4.2.2.11 項参照の一部として認められたもの。
- 4.4.1.3 FAI 担当エア・スポーツ委員会が承認する国際スポーツ競技会
- 4.4.1 カテゴリー2 競技会：その他の国際スポーツ競技会で、NAC 又は NAC の委託先が組織運営する競技会。
- 4.4.2 マルチスポーツ競技会：FAI 執行役員会の承認による。参加者を国の NAC を代表する個人（国の派遣団）とするか、あるいは国を代表しない個人とするかについては、競技会主催者との合意に基づき承認されなければならない。

4.4.3 競技会のエントリー基準

- 4.4.3.1 カテゴリー1 競技会 エントリーは、国の NAC を代表する派遣団及び FAI パーティシパントに限定する（4.5.1 項参照）。
少なくとも 4 カ国の NAC または担当エア・スポーツ委員会が定めた数以上の NAC が、当該エア・スポーツ委員会の定める期日までに申込料を添えて申込むこと。
申込みが上記の最少 NAC 数に満たない場合、競技会の開催及び選手権者のタイトル授与の可否は担当エア・スポーツ委員会が決定する。
- 4.4.3.2 カテゴリー2 競技会 エントリーは、国の NAC を代表する派遣団に加え、主催者の判断により、有効なスポーティング・ライセンスを所持する個人の参加者が可能である。
最少参加申込数は競技会規則で定めるものとする。
- 4.4.3.3 マルチスポーツ競技会 エントリーは、主催者からの招待により、国の NAC を代表する参加者（国の派遣団）、あるいは／かつ以下の手順に従い FAI より指名された参加者が可能とする。
- 4.4.4.3.1 国の NAC を代表する参加者の選考過程においては、担当エア・スポーツ委員会が参加に必要な最低成績基準を設定し、かつ／あるいは参加者数を制限することが出来る。NAC による参加者指名後より、当該エア・スポーツ委員会はあらゆる指名の拒否及び人員交代の提言をする権利を有する。
- 4.4.4.3.2 参加者の選考過程においては、担当エア・スポーツ委員会による指名が行われる。当該参加者の FAI スポーティング・ライセンスを発行する NAC が指名に関する通知を受領後より、当該 NAC はあらゆる指名の拒否及び人員交代の提言をする権利を有する。

4.4.4 競技会の頻度及び場所 各エアスポーツ委員会は以下の原則に従い競技会の頻度と場所を決定する。

- 4.4.4.1 世界選手権及び大陸選手権は、スポーティング・コードのスペシャライズド・セクションの規定に準拠し、種目又はクラス別に主として 2 年おきに開催する。
- 4.4.4.2 世界選手権及び大陸選手権は出来る限り同一年には開催しない。

4.5 参加者

- 4.5.1 エントラント(申込者)
スポーツ競技会参加のために受理された申込書類が完全な個人または NAC をいう。
NAC を代表することが出来ない個人又はチームは FAI 執行役員会又は該当するエア・スポーツ委員会が参加を認める。
そのような個人又はチームを FAI パーティシパントと呼ぶ。
- 4.5.2 コンペティター(競技者) スポーツ競技会に申込み競技を行う個人をいう。
- 4.5.3 チーム 2 名又はそれ以上の競技者のグループで、チーム成績はそのチームの競技者全員の成績の合計とする。

- 4.5.3.1 ナショナル・チーム (NATIONAL TEAM)
1 国の NAC を代表する 2 名又はそれ以上の競技者のグループ。
- 4.5.3.2 インターナショナル・チーム (INTERNATIONAL TEAM)
4.5.1 項に定義されている通り、1 国以上の NAC を集団で代表する、もしくは FAI パーティシパントである、2 名又はそれ以上の競技者のグループ。但し、FAI チームは除く。
- 4.5.3.3 FAI チーム 2 名又はそれ以上の FAI 競技者のグループ。
- 4.5.4 選手権者 (CHAMPION)
世界、地域選手権の優勝者に与えられるタイトル。
ワールド・エア・ゲームの競技の優勝者はそれぞれのクラスのワールド・エア・ゲーム・チャンピオンのタイトルが与えられる。
- 4.5.5 参加
- 4.5.5.1 年間に開催される国際スポーツ競技会は、FAI に対する義務の全てを履行した NAC のみが参加可能とする。
- 4.5.5.2 国際スポーツ競技会を組織運営する各 NAC は、競技会に参加資格を有するいかなる参加者に対しても その開催国に入国出来るようあらゆる努力を払わなければならない。
開催国 NAC は他国の参加者が何等かの理由で入国を拒否される可能性が認められた場合、FAI 事務局長、担当エア・スポーツ委員会の委員長およびその参加者の NAC に通告する。
- 4.5.5.3 FAI パーティシパントは、国際スポーツ競技会を組織運営する NAC 及び担当エア・スポーツ委員会が認めた場合、国際スポーツ競技会への参加が可能となる。
- 4.5.5.4 チーム競技会において関係スポーツ委員会はカテゴリ 1 の競技会への国際チームの参加を制限してもよい。
- 4.6 代表権
- 4.6.1 カテゴリ 1 の国際スポーツ競技会において、競技者は、インターナショナル・チームに属さない限り、FAI スポーティング・ライセンスを発行した NAC を代表する。
NAC はカテゴリ 2 の国際スポーツ競技会に参加する FAI スポーティング・ライセンス保持者に FAI スポーティング・コードや大会規則、規定を遵守させる責任がある。
- 4.6.2 4.5.1 項 かつ／あるいは 4.6.1 項に基づく FAI 競技者又はチームは国際スポーツ競技会への参加のインビテーションを受けるものとする。但し、この場合参加者の受入れに余裕がある場合に限る。
- 4.7 FAI スポーツ競技会主催の申出
- 4.7.1 申込み NAC 及び NAC の代理組織がカテゴリ 1 競技会主催の申込みを行う場合、FAI 担当エア・スポーツ委員会が特に定める規則及び以下の規則に従わなければならない。
- 4.7.2 入国許可
申込みは、参加者の入国条件または競技場への入場条件の詳細を記載しなければならない。
なんらかの制限が提示されたり判明した場合、FAI 執行役員会は、スポーツ面に関し関係エア・スポーツ委員会や CASI ビューローの助言を得た上で、それが受諾できるか否かを決定する。
- 4.8 FAI 競技会の一般規則
- 4.8.1 カテゴリ 1 競技会
カテゴリ 1 競技会の一般規則はスポーツ規定のスペシャライズド・セクションに含まれる。
個々の競技会の競技規則はスポーツ規定の規則に抵触してはならない。
競技規則は事前に当該 FAI 航空スポーツ委員会の承認を受け、その後変更してはならない。
- 4.8.2 カテゴリ 2 競技会 カテゴリ 2 競技会の一般規則および競技規則は妥当な限り、カテゴリ 1 競技会の規則および競技規則に準ずるものとし、原則としてそれらの規則に抵触してはならない。

4.8.3 FAIの権限 規則、規約、プログラムおよびその他の公式文書にはすべて FAI 承認のもとで行われる旨記述し、FAI ロゴを掲載する。

4.8.4 表敬招待 カテゴリー1 競技会に関し、組織運営者は FAI 会長及び FAI 航空スポーツ委員会の委員長を例えば開会式／閉会式に表敬招待すべく招待状を発送する。
招待状には、オーガナイザーが負担する費用があればそれを明示する。

4.8.5 用語 各国 NAC 及び競技者に配布又は競技会中に発行する規則規約及び情報は英語を使用するが、オーガナイザーの都合によりフランス語又は開催国の言語を使用可能とする。
この場合、解釈のすべては英語が優先する。

4.8.6 保険 競技会オーガナイザーは、万一の場合、参加者及びオーガナイザーを保護する主催者賠償保険が受けられるよう考慮しなければならない。
オーガナイザーは参加国 NAC 又は／及び競技者に対し自己の損害保険へ加入するよう要請しなければならない。
FAI 競技会オーガナイザーが当該競技会のために保険を提供しあるいは保険加入を促す場合、その保険は当該競技会の規則で定められた各最小要件に合致するものでなければならない。

4.9 参加申込

カテゴリー1 スポーツ競技会の参加申込は、スポーティング・ライセンスを保有するその国の NAC を通じて行い、申込者が FAI の場合は FAI を通じて行う。

4.10 参加申込者の義務

4.10.1 スポーツ規定及び規則の承諾

参加申込者及び競技者はスポーツ規定及び競技会規則を掌握の上承諾しこれを遵守しなければならない。

申込みしたことにより、これらの規定及び規則は疑義なく承諾されたものとみなされる。

競技者は当該 NAC の国を代表しており、またカテゴリー2 競技会でも自国の民間大使であることを自覚し、スポーツ・マナー正しく競技を行い、その行動に非難されるところがないよう、留意しなければならない。

4.10.2 ドーピング、アルコールの摂取、および疾病と外傷

以下は、エア・スポーツ用として世界アンチドーピング機構（WADA）が合意し、FAI が発行した“FAI アンチドーピング規則と手順”の概要をまとめたものである。

4.11.2.1 定義

ドーピングとは、一つ以上の禁止薬物または処方薬の、或いは血液または血液製剤の、或いはこれらの検知を意図的に難しくしようとするごまかしの行使または試用をいう。

これが故意にせよ故意で無いにしろ、不注意であろうと遺漏であろうと、また他のどんな状況にあらうとである。

ドーピング反応テストに応じることを拒否或いは実施しない、ドーピング反応に不当な干渉を加える、禁止薬物または禁止手順の入手或いはドーピング違反を援助することでもドーピング違反の罪となる。

4.11.2.2 方針

FAI の方針とはドーピングに関係するこうした誤使用、医療過誤、不正行為を防止することである。
ドーピングは FAI の公平・公正なプレーという原理原則に反するものであり、かつエアスポーツ参加者の健康と安全を阻害する可能性を有する。

4.11.2.3 禁止薬物

ドーピングチェック時に有効な WADA リストに含まれる薬物（掲載www.wada-ama.org）。

これに加えて、FAI では飛行の安全性という理由から、規定レベル以上のアルコールも含む。

4.11.2.4 競技者の責任

FAI 規則で実施されるスポーツ競技会に出場する全ての競技者はドーピングコントロール施策に従い、またその協力が求められるということを受け入れる。

禁止薬物の使用或いは処方を必要とする診断書を所持する出場者は、関係する競技会前に、FAI アンチドーピング規則に従い、治療使用のための免除扱い(TUE)の適用を受けておかなければならない。

更に大会もしくは大会直前に生じた理由により安全を阻害する、もしくはライセンスを無効にしか

ねない薬物や医薬を取っている、病態、病気、怪我に苦しんでいる競技者は、競技前に書面で実行委員長に知らせねばならない。

4.11 参加申込の受理

- 4.11.1 参加申込は公式の参加申込書に参加費全額を添え、かつ指定締切日までに行った場合に限り受理される。
- 4.11.2 締切後の申請は、遅延について正当の理由がありかつ受入れに余裕がある場合に限り、オーガナイザーの裁量により受理される。
- 4.11.3 参加申込書の詳細及び手続き方法は、各エア・スポーツ委員会により決定され、主催者はそれを当該競技会のインターネット上のウェブサイトに掲載しなければならない。
申請書が不完全であったり、又は不正確であった場合、参加申込みは受理されないことがある。

4.12 参加申込の変更

申込内容の変更は競技規則に定める期日まで可能とするが、競技会の開始前とする。
競技者、機材又はクラスの変更は、競技規則に定めがある場合にのみ可能とする。

4.13 参加申込の拒否

カテゴリ-1 競技会を組織運営者は、申込が正しく行なわれ、申込条件を満たしている場合、参加申込を拒否してはならない。

4.14 参加費の返還

- 4.14.1 競技会が実施されない場合、参加費は全額返済される。
もし競技会が実施されたものの、不可抗力が理由で競技会が取り消され又は中止された場合、参加費の未使用部分は、関連エア・スポーツ委員会の決定に基づき返還される。
中止決定をする前に、関連するエア・スポーツ委員会は(FAI)事務局長に相談する。
事務局長は必要に応じ、情報を流したり助言を求めたりする。対処策はケースバイケースで決定される。
もしFAIにとって政治的要素が絡む場合は、執行役員会が関わる場合もある。
- 4.14.2 参加申込が受理された後に、競技者又はチームが競技会への参加を取りやめる場合、担当エア・スポーツ委員会により制定された基準に基づき、支払った参加費の全額あるいは一部の払い戻しを受ける権利がある。
その基準は、担当エア・スポーツ委員会により発行されたカテゴリ-1 競技会申込規則に明確に記載されなければならない。(4.8.1 項参照)

4.15 結果及び表彰授与

- 4.15.1 ジュリー（陪審）の承認 国際スポーツ競技会の結果は、ジュリーが発生したプロテスト（抗議）を全て処理し、且つその役目を終了して始めて最終とする。
最終結果は表彰授与が行われる前に公表されなければならない。
- 4.15.2 結果の通知
 - 4.15.2.1 カテゴリ-1 競技会の公式エントリー・リストと結果は可能な限り賞の授与以前で競技会終了後24時間以内にFAI事務局宛に電子メールされなければならない。
 - 4.15.2.2 いかなるFAIスポーツ競技会もその結果は文書により開催国NAC、すべての競技者及びその代表するNACそしてカテゴリ-1 競技ではFAI事務局に対し遅滞なく通知されなければならない。
 - 4.15.2.3 カテゴリ-1 競技会においては、ジュリー・プレジデント（陪審長）はFAI事務局に対し抗議件数の他、抗議の取り下げ、抗議の取り上げ並びに抗議未遂の件数及びそれらのジュリーによる決定内容を競技会終了後8日以内に通知しなければならない。
- 4.15.3 表彰式
 - 4.15.3.1 カテゴリ-1 競技会で表彰を行う場合、FAI旗を掲揚しFAI賛歌を演奏しなければならない。
表彰は各クラスごとに行い、1位、2位及び3位の競技者の国旗を掲揚し、選手権者の国の国歌を演奏しなければならない。

- 4.15.3.2 FAI は各世界選手権、大陸地域選手権及びワールド・エア・ゲームズにおいて、金メダル、銀メダル及び銅メダルを授与する。
これらは、場合により女性やジュニア・クラスを含む、選手権大会総合の1位、2位及び3位の競技者個人に対して授与される。
メダル代は全て関係するエア・スポーツ委員会で負担する。当該委員会の決定により、費用を主催者に肩代わりさせてもよい。
委員会が要請した場合、1つの順位を争うチーム競技者（例えば、フォーメーション・スカイダイビングや模型のチーム・レース等）のチーム員全員に、金、銀及び銅メダルを授与する。
選手権大会での個人の成績に基づきチーム順位が決まる場合は、1位、2位及び3位になったチームの代表のみに金、銀及び銅メダルを授与する。
委員会が決定すれば、より小さなFAIチームメダルを全員に授与してもよい。
勝ったチームに授与される大きなFAIメダルは、チーム代表より、チームの所属するNACもしくは組織に送付する。
FAI賞状は、各エア・スポーツ委員会が決定すれば、これ以外の競技者に対し授与される場合がある。
更に、主催者から独自の賞が授与される場合がある他、結果が男女別の場合には、別々の書状が授与される場合がある。

- 4.15.3.3 スポーツ規定又は競技規則に定めるメダル、賞状及びその他トロフィー又は賞金などの賞は公式表彰時に授与されるものであり、この時期を逸してはならない。
この規定に対する例外は、各エア・スポーツ委員会により認められる場合がある。

4.16 装置/機器

エア・スポーツ委員会は、使用される電子機器もしくは機械的装置及び採点システムといった、あらゆる装置の為にテクニカル・スタンダード（技術的規格）及び基準を、各スペシャライズド・セクションに明記してもよい。

4.17 年齢別カテゴリー

各エア・スポーツ委員会は、競技会のカテゴリーごとに年齢別グループを定義することが出来る。（シニア、ジュニア、18歳以下、20歳以下など） 関連する年齢別グループで指定されている年齢に該当する場合、競技者はFAI規則の下、当該年齢別グループの競技会に参加する資格を有するものとする。競技者は有効なパスポートあるいは所轄官庁にて発行されたその他書式の証拠書類の提示を以って、年齢を証明出来なくてはならない。上記の証拠書類の提示を怠るあるいは拒否する競技者は、当該グループで参加する資格が無いものとする。

空白ページ

第5章

スポーツ競技会の管理

5.1 NACの責任

- 5.1.1 管理及び証明 各 NAC はその管理の下で行われる FAI スポーツ競技会、記録及びバッジ・フライト全ての管理及び証明を行う。
- 5.1.2 確認 FAI は NAC に対し随時、飛行内容、記録又は競技会が FAI スポーティング・コードの規定に基づいて管理されていることを裏付ける資料の提出を求めることができる。
資料不十分と認められた場合、FAI は承認を拒否することがある。

5.2 成績管理責任者

5.2.1 オフィシャル・オブザーバー（公式立会人）

飛行内容を管理するオフィシャルは公式立会人として NAC に登録しなければならない。
公式立会人は FAI 記録及びバッジ飛行のための個々の事象を管理及び認定する権限を有する。
公式立会人は FAI スポーツ規定及び競技会規定を熟知し理解していなければならない。
エア・スポーツ委員会は担当エア・スポーツ活動における公式立会人の資格認定基準を設定し、その基準及び任務をスポーツ規定の関連セクションに記載する。
この資格は公式立会人の NAC が認定する。

- 5.2.2 適格性 記録又はバッジ・フライトの際の公式立会人はあくまでも中立な立場にあつて利害関係が認められてはならない。

- 5.2.3 立会 公式立会人は、認定を必要とする当該競技会に立ち会った場合のみパフォーマンスと認定することができる。
公式立会人は、速やかに当該競技会の現場に到着し、且つ証言について疑いを挟む余地がない場合に限り、事実を認定することができる。

- 5.2.4 パフォーマンスがビデオで判定される場合、少なくとも 1 人の公式立会人が当該競技会での録画に立ち会う必要があるものの、所定の数の公式立会人が事後或いはインターネット中継で当該録画を確認し認定することができる。

5.2.5 公式立会人の臨時資格

- 5.2.5.1 公務執行中の航空交通管制官に対し公式立会人の臨時資格を与え、テイクオフ、スタート・ライン及びフィニッシュ・ライン、ターン・ポイント又はコントロール・ポイント、ランディングにおけるオブザーブを依頼することができる。
世界選手権、大陸地区選手権又はその他スポーツ規定の関連セクションに定める競技において、公式に登録されたアシスタント及びオフィシャルも、競技委員長承認のもとに公式立会人となることができる。

- 5.2.5.2 公式立会人の管轄範囲外で事象が発生した場合、当該事象の証明については適切なスキルを有する 2 名の利害関係のない証人を必要とする。
この場合、実証する 2 名は住所氏名及びスポーツ規定の関連条項に基づく必要な情報を文書で明示する。
公式立会人以外の証人が実証する場合、公式立会人がこれに確認の署名を行う。

- 5.2.6 義務違反 公式立会人の義務に違反があった場合、公式立会人の任命は取り消される。
証明が投げやりであったり或いは情報を故意に捏造したりするような不誠実な行為は関係する NAC において処分の対象となり得る。

5.3 FAI スポーツ競技会中の記録

記録はスポーツ競技会の一部として実施されているはずで、必要に応じオーガナイザーは申請者に協力し情報を集め、提出し、その他必要な処置、例えば国際記録のために定められた期間（7.8 項参照）内に関係する NAC および FAI へ通知する等を行う。
しかし、申請者は全ての記録申請手続きが実施されたことを確認する責任がある。

5.4 カテゴリー1 国際スポーツ競技会役員

5.4.1 インターナショナル・オフィシャル（国際役員）

- 5.4.1.1 アドバイス、仲裁或いは規則の解釈に係わる問題は 5.4.2 項に定義されているインターナショナル・ジュリー（国際陪審）の任務とする。
飛行内容の客観的評価に係わる問題は 5.4.3 項に定義されている FAI ジャッジ(審判)の任務とする。
インターナショナル・ジュリー・メンバーも FAI ジャッジも、FAI を代表する国際役員であり、関連エア・スポーツ委員会が指名又は承認する。
- 5.4.1.2 国際役員が1つの競技会において務める役職は上記の内いずれか1つとする。
国際役員は競技者であってはならず、又競技運営の役職にあってはならない。
- 5.4.1.3 関連エア・スポーツ委員会が他に明記している場合を除き、国際役員はいかなるグループあるいは役職であっても、現在 FAI の会員資格を停止されていない NAC が属する国に居住していなければならず、且つ全員が異なる国々出身の者で構成されなければならない。

5.4.2 インターナショナル・ジュリー（国際陪審員）

- 5.4.2.1 FAI カテゴリー1 競技会は抗議の取り扱い及び競技会の進行状況モニターのため国際陪審員を置くとともに 4.16.2.1 項に従い、公式エントリーリストと結果を確実に FAI 事務局へ送る。
その構成は指名方法により、リプレゼンタティブ（代表）陪審員及びノミネイテッド（指名）陪審員の2通りがある。
いずれの指名方法を採用すべきかは、スポーツ規定のスペシャライズド・セクションに記載されなければならない、さらに陪審員メンバーとしての資格基準についても記載される。
- 5.4.2.2 リプレゼンタティブ・ジュリー（代表陪審員） 代表陪審では、陪審長は競技会を主宰するエア・スポーツ委員会が指名し、また陪審員は各競技参加国の NAC から指名される。
陪審長及び陪審員はスポーツ規定の関連セクションの規定に基づき陪審を行う資格を有する。
- 5.4.2.3 ノミネイテッド・ジュリー（指名陪審員）
指名陪審では、陪審長は担当エア・スポーツ委員会が指名する。陪審員は2名又は4名からなり、スポーツ規定の関連セクションに基づき当該エア・スポーツ委員会が指名する。
各陪審員メンバーは、現在 FAI の会員資格を停止されていない NAC が属する国に居住していなければならない。
- 5.4.2.4 ジュリー・プレジデント（陪審長） 陪審長は、陪審会議において議長を務める他、オーガナイザーに対し FAI スポーツ規定及び競技規則の遵守を要求する資格を有する。オーガナイザーが遵守を怠った場合、陪審長は陪審員団により事態の收拾が図られるまで、競技会を一時中断させる権限を有する。オーガナイザーがそれでも FAI スポーツ規定及び競技規則を遵守しない場合、陪審員団は競技会を中止する権限を有する。適用可能なオーガナイザー・アグリーメントに基づく結果は、いかなる競技会においても留保される。陪審員団は、参加費が全額返還されるべきであることを、FAI 事務局に勧告することが出来る。
- 5.4.2.5 ジュリー・メンバー（陪審員）
陪審員は FAI スポーツ規定及び競技規則に十分精通していなければならない。
各エア・スポーツ委員会からの要望があれば、インターナショナル・ジュリー・メンバーズ・ハンドブックは FAI より入手可能である。
競技中、陪審員は少なくとも1名が競技現場に居合わせていなければならない。
- 5.4.2.6 インターナショナル・ジュリー・ミーティング（国際陪審会議）
- 5.4.2.6.1 出席 陪審員は病気又は急用等特別の理由を除き、対面、遠隔、スポーツ規定のスペシャライズド・セクションに明記されている方法のいずれかで陪審会議に必ず出席しなければならない。
この場合、当該陪審員若しくはエア・スポーツ委員会の委員長又はその代理人は別の有資格者を指名し、代替陪審員として陪審委員長の承認を必要とする。
イベント・ディレクター（競技委員長）及び抗議原告はジュリーに対し書面及び口述により証拠を提供する権利を有する。抗議の取扱いは 6.3 項に基づくものとする。
- 5.4.2.6.2 陪審記録 陪審行為の記録、決定とその理由及び証憑書類の写しは陪審長より FAI に送付し、事後 FAI にアピールがあった場合に備えるものとする。
- 5.4.2.6.3 定足数 代表陪審の定足数は陪審長を含め全陪審員の 2/3 とする。
指名陪審の定足数は3名とし、陪審長を含める。
- 5.4.2.6.4 投票 単純過半数により決定する。
陪審員の要請により無記名投票も可能とする。

5.4.2.7 インターナショナル・ジュリー（国際陪審）の解散

- 5.4.2.7.1 陪審は、正当に行われた抗議全てを処理して始めてその職務を終了する。
たとえ処理すべき抗議がなくとも陪審は最終競技に対するプロテスト受付時間まではその職務を有する。
- 5.4.2.7.2 陪審の最終職務は、競技会の競技結果を確認のうえ承認し、そして競技会が競技規則及び陪審の決定に従って行われたため有効である旨を宣言することである。

5.4.3 FAI ジャッジ（審判員）

- 5.4.3.1 エア・スポーツ委員会は、競技会が全体又は個々の飛行内容を客観的に評価するため、及び FAI スポーツ規定の関連セクションに規定されている競技会に必要な任務のために、ジャッジを指名する。
- 5.4.3.2 担当エア・スポーツ委員会は、ジャッジに必要な資格、ジャッジの経験及び競技規則に対する知識に基づいて、ジャッジを決定する。
- 5.4.3.3 NAC は担当エア・スポーツ委員会に候補者名を提出して、インターナショナル・ジャッジとしての認定を要請する。
認定された場合、当該エア・スポーツ委員会はジャッジのリストを FAI に提出する。
- 5.4.3.4 チーフ・ジャッジは担当エア・スポーツ委員会が指名するものとし、インターナショナル・ジャッジが行うべき役割を定め、結果を競技委員長に報告する義務を有する。

5.5 オペレーショナル・オフィシャル（運営役員）

カテゴリー1 競技会を主催する NAC は、競技委員長、スチュワード及びその他運営役員を、担当エア・スポーツ委員会の要望に応じて指名する。

5.5.1 イベント・ディレクター（競技委員長）

- 5.5.1.1 競技委員長はスポーツ競技会の運営全般を管理する。
委員長は委員長を補佐する副委員長及び競技役員を置く、委員長及び副委員長は担当 FAI エア・スポーツ委員会が承認する。
- 5.5.1.2 競技委員長は競技会が適切に、スムーズそして安全に運営されてゆくよう管理する責任を有する。
委員長はスポーツ規定及び競技規則に従って運営上の決断を行う。
委員長は不正行為又は規則違反のあった競技者にペナルティーを科し、もしくは失格させることができる。委員長は国際陪審会議に出席し、必要に応じて証拠を提出する。
- 5.5.1.3 競技委員長は、競技開始前に正式に受理したエントリー・リストを公表し、日々の競技結果及び競技会広報担当役員から得られる競技会の記事を発表し、また最終エントリー・リスト、全競技結果及びプロテストの詳細を定められた日時までに主催国 NAC 及び FAI に送付する。
- 5.5.1.4 関連種目の競技会規則に則り採点する責務を負う当該人は、陪審員が項目 5.4.2.7.2 に記載されている職務を果たせるよう、署名の入った最終結果の写しを当該陪審員に提供する責任がある。

5.5.2 スチュワード

- 5.5.2.1 スチュワードは競技委員長のアドバイザーである。
スチュワードは競技会の状況を常に監視し、不正行為、規則違反、もしくは他の競技者又は公共の安全を阻害したり或いは、そのスポーツに対し何らかの不利となるような行為があった場合、それを報告する。
スチュワードはインターナショナルジュリーが検討すべき事項に関する情報及び事実を収集する。
スチュワードの指名及び任務に関する規則はエア・スポーツ委員会がスポーツ規定の関連セクションに規定する。
- 5.5.2.2 スチュワードは競技会を運営する権限を持たない。
スチュワードは組織委員会の委員であってはならない。
スチュワードは国際陪審会議にオブザーバー又は証人として出席することができる。

5.6 カテゴリー2 競技会役員

- 5.6.1 カテゴリー2 競技会の運営組織はカテゴリー1 競技会のそれに準ずるが、簡略化することができる。

- 5.6.2 ジュリー及びジャッジを置く場合、その構成は必ずしも異なる国籍である必要はない。
- 5.6.3 上記以外に必要な規定はスポーツ規定の各セクションに規定する。

空白ページ

第6章

不服申立て、罰則、抗議及び控訴

6.1 不服申立て

- 6.1.1 不服申立ては、正式の抗議を行う前に訂正してもらうことを目的に行う。
- 6.1.2 国際競技会の開始以前の不服申立ては参加国の NAC が開催国の NAC に対して行う。
この不服申立ては運営組織が参加申込み又は参加資格のルールを遵守しなかったり、或いは参加を拒否した場合に行なう。
この種の不服申立てがあった場合、その内容は遅滞なく FAI 事務局長に通知するものとし、事務局は担当エア・スポーツ委員会の委員長に逐一報告する。
- 6.1.3 競技中、競技者又はチームが何かに不満を持った場合、先ず担当役員にその処置につき援助を依頼する。
その処置に不満がある場合、競技者又はチーム・リーダーは競技委員長又はその指定する役員に不服申立てを行うことが出来る。
この不服申立ては不満があった場合直ちに行い、迅速に処理しなければならない。

6.2 罰則及び失格

- 6.2.1 競技者は、担当エア・スポーツ委員会により指定された規定に準拠し、スポーツ競技会中に罰則を科されたり、あるいは参加資格を取り消されたりすることがある。
- 6.2.2 罰則は、担当エア・スポーツ委員会の判断により、競技上の違反、重大な違反、そしてスポーツ精神に反する行為に対して課される可能性がある。
補足として、競技上の違反とは、誤解又はその他の不注意により、規則に従いそびれてしまうことも含む。
重大な違反とは、危険又は無謀な言動や行為をすることも含む。
スポーツ精神に反する行為とは、役員を故意に欺いて FAI の評判を貶めたり、他の競技者を故意に妨害したり、書類を捏造したり、使用禁止の機材又は禁止薬物を使用したり、制限空域に侵入したりすることを含む。
- 6.2.3 担当エア・スポーツ委員会は、どこで、いつ、どのように罰則及び参加失格が適用されるかを決定する。
- 6.2.4 担当エア・スポーツ委員会は、どのように罰則及び失格が公表されるかを決定する。

6.3 プロテスト（抗議）

- 6.3.1 6.1.2 項 に規定する不服申立ての処置に対して抗議がある場合、競技開始前に行わなければならない。
- 6.3.2 競技中に行われた不服申立ての処置に対して不満がある場合、競技者又はチーム・リーダーは抗議することが出来る。
かかる抗議は英語の文書をもって行うものとし、チーム・リーダーが競技委員長に対し、一定のタイム・リミット内に文書にプロテスト・フィー（抗議料）をそえて行う。
タイム・リミット及び抗議料は各エア・スポーツ委員会により定められる。
専任のチーム・リーダーがいない場合、抗議者は独自で抗議を行うことが出来る。
抗議料の額及び抗議のタイム・リミットは競技規則に規定される。
- 6.3.3 通常、抗議料は抗議が受入れられた場合、若しくは抗議がジュリーによるヒアリング実施前に取下げられた場合に限り返却される。
- 6.3.4 返却されない抗議料は全て競技会終了後 28 日以内にジュリーが FAI 事務局宛送金する。
抗議料は担当エア・スポーツ委員会にその使用を一任される。

6.4 抗議の処理

- 6.4.1 競技委員長はいかなる抗議も遅滞なくジュリー・プレジデント（陪審長）に通知しなければならない。
陪審長は抗議受領後 24 時間以内に 国際陪審会議を招集する。
ただし、関連スポーツ規定又は競技規約にその時間枠について特に定められている場合、それに従う。
- 6.4.2 ジュリー（陪審）はいかなる抗議についても、該当する FAI 規則及び競技規則に基づいて、双方の意見を聴取する。
- 6.4.3 陪審長は結果及び当該審理の概要を文書により遅滞なく競技委員長に報告し競技委員長は陪審長の報告を公表する。

6.5 アピール（控訴）

NAC は、本章の規定に準拠し、国際スポーツ競技会及び記録挑戦に関する事項及び、スポーツの本質に反するような決定に対し、FAI に控訴することが出来る。

- 6.5.1 提訴権 FAI への提訴権は関係する NAC のみにある。
但し、4.11.2 項にあげる事柄の場合は、関係者が提訴することが出来る。
提訴の取扱いは FAI エア・スポーツ・ジェネラル委員会（CASI）が担当する。
- 6.5.2 提訴通知 FAI への提訴通告は、関係する NAC の責任者又は 4.11.2 以下の項にあげる事柄については関係する個人が、FAI 事務局長宛英語又は仏語の文書により行う。
提訴通知には必要書類の他、供託金を添える。供託金は FAI が毎年定める金額による。
- 6.5.3 提訴期限 FAI への提訴は、当該事象、行為、又は提訴の原因となった決定の発表から 90 日以内に、FAI 本部が受理していなければならない。
但し、事情によりこの期限以内に出来ない場合、CASI 事務局の同意があれば、この期限の延長は可能である。

6.6 提訴処理

- 6.6.1 国際スポーツイベントや記録挑戦（定款 5.2.3.2.4 項）に関わる提訴について、FAI 執行役員会が指示した場合、エア・スポーツ・ジェネラル委員会（CASI）は FAI における最終審判機関として活動する。
- 6.6.1.1 この場合、エア・スポーツ・ジェネラル委員会（CASI）は国際提訴調停委員会と同様に FAI 国際提訴調停委員会マニュアルの原理に従って判定を下す。
- 6.6.1.2 FAI 最終審判機関として活動するエア・スポーツ・ジェネラル委員会（CASI）の裁定は後述する①②の場合を除き最終判定とする。
① CASI 判定公表日から 21 日以内にローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所（CAS）に提訴が受け付けられた場合、
② 或いは当該裁定後その判定に影響を及ぼす重大な新事実が判明した場合。
前記①②の場合、CASI は事後の対処法を定めるものとする。
- 6.6.2 スポーツ分野（定款 5.2.3.2.5 項）の争議に関連する提訴の場合に、6.7 項及び 6.8 項に準拠して提訴が申し立てられた際は、エア・スポーツ・ジェネラル委員会（CASI）は、三人の委員から成る国際提訴調停委員会を設立し、内 1 名を調停委員長として選出する。全ての調停委員は原告・被告と一切の利害関係にないことを要し、また CASI 委員長の推薦を受けて CASI 担当部局によって任命され、互選により調停委員長を指名する。
- 6.6.2.1 国際提訴調停委員会は FAI 国際提訴調停委員会マニュアルの規程に従って判定を下す。
- 6.6.2.2 国際提訴調停委員会の裁定は 後述する①②の場合を除き最終判定とする。
① CASI 判定公表日から 21 日以内にローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所（CAS）に提訴が受け付けられた場合、

②或いは当該裁定後その判定に影響を及ぼす重大な新事実が判明した場合。
前記①②の場合、CASIは事後の対処法を定めるものとする。

6.7 判決内容の公表

FAIは判決内容及び当事者の氏名を公表する権利を有する。当事者は判決内容の公表を不服としてFAI又は公表を行った関係者に対する訴訟を行うことはできない。

第 7 章 国 際 記 録

7.1 国際記録の定義

国際記録とは、世界記録及び（または）大陸地域記録をいう。

FAI により認定され、FAI スポーツ規定総則編及び種目別セクション規定による FAI クラス、サブクラス、カテゴリーあるいはグループで樹立された最高記録である。

クラス分けは上記 2.1 項に規定されており、サブクラス、カテゴリー及びグループは種目別セクションに規定されている。

- 7.1.1 記録の種類（例、高度記録、ペイロード付き高度記録、異なるコースでの距離又は速度記録等）はクラス毎にスポーツ規定の該当セクションに規定される。
- 7.1.2 国際記録としての認定を申請するいかなる飛行も、ジェネラル・セクション及び該当するスペシャライズド・セクションが定める全ての関連条項を順守し実施されなければならない。
- 7.1.3 当該記録は世界記録認定基準、及び（または）大陸地域記録認定基準を満たすことを要する。また当該記録の認定申請に際しては、世界記録認定か大陸地域記録認定かそれとも両方かを明示しなければならない。仮に世界記録と大陸地域記録の両方が樹立された場合でも FAI の記録認定事務手数料は一回のみ徴収される。
- 7.1.4 記録との関連で、大陸地域は、大陸地域選手権のために定められた当該スポーツ規定総則編 2.5 項の通りとする。但し、各エア・スポーツ委員会がスポーツ規定 各セクションでロシア連邦の東経 61 度以東をアジア地域と定めた場合はその定めに従う。
- 7.1.5 エア・スポーツ委員会は当該スポーツ領域における大陸地域記録の成否について認定しなければならない。また、各エア・スポーツ委員会は管轄する競技会等への参加者に適用される具体的な基準及び（または）条件や制限をスポーツ規定 各セクションに規定しなければならない。
- 7.1.6 各エア・スポーツ委員会は、担当種目のスポーツ規定のスペシャライズド・セクションに新規で定める全ての国際記録につき、FAI 事務局に通知しなくてはならない。通知内容には、当該パフォーマンスの計測実例が含まれていなければならない。

7.2 アブソリュート・レコード（絶対記録）

FAI が絶対記録として認定する記録のタイプは各エア・スポーツ委員会が決定し、スポーツ規定の該当セクションに規定される。

7.3 記録保持者

国際記録は個人、クルー或いはチームが所持するが、それ以外はスポーツ規定のスペシャライズド・セクションの規定による。

国際記録が複数の個人により樹立された場合、記録申請者である NAC から要請がない限り、各個人の名前をアルファベット順に記載する。

7.4 記録の管理

- 7.4.1 挑戦の行われた場所に関係なく、国際記録に挑戦する個人に（チームでの挑戦の場合は最も多くのチーム員に）FAI スポーティング・ライセンスを発行した NAC（オーガナイズング NAC）は、FAI へ国際記録を申請する前に記録書類を認証する責任を負う。
- 7.4.2 記録挑戦飛行がオーガナイズング NAC の所属しない国で開始そして終了する場合、その国の NAC（ローカル NAC）は 4.2.1 項に基く公式立会人に権限を与えてその飛行のコントロール（管理）を行う。この場合、ローカル NAC はコントローリング NAC としての役割を有する。必要に応じて、又オーガナイズング NAC の要請により、コントローリング NAC はその国で開始もしくは終了する挑戦飛行のコントロールをも行う。

7.4.3 記録挑戦飛行が他の NAC の領土を通過し或いはその領土の上空で行われる場合、オーガナイズング NAC は必要に応じ又可能ならばその NAC に対し記録挑戦飛行がその領土の上空で計画されていることを事前に通知しなければならない。

7.5 許可取得の義務

記録飛行に挑戦しようとする個人は許可及びクリアランスの取得等、挑戦飛行の実行、管理及び承認に必要な一切の手続きを行う義務を有する。

記録申請の際、挑戦期間をカバーする有効な FAI スポーティング・ライセンスを挑戦者が所持していたことを示さなければならない。

7.6 同時達成記録

同一日に記録が 2 名以上の申請者により破られた場合、エア・スポーツ委員会がスポーツ規定の担当セクションにこのような事態に対する特別規定を定めている場合を除き、最高のパフォーマンスのみが新記録の対象となる。

同時にパフォーマンスをした 2 名以上の申請者が同一条件下で全く同じパフォーマンスを達成した場合、同時達成記録と認められる。この場合、当該記録は記録達成者の連名で登録される。

全ての場合において、記録申請書にはパフォーマンス実施日のみならず、パフォーマンス時の現地時間及び該当する場合は競技会ラウンドを記載しなければならない。

7.7 マルティプル・レコード（複数達成記録）

1 人の個人は同一の挑戦飛行で 1 つ以上の記録に挑戦することができる。

ただし、これらの記録は同一クラスに属し、関連スポーツ規定に基づくものであり、また同じ確認方法及び証明方法により別々の記録として管理される。

7.8 国際記録の認定

7.8.1 国際記録の申請は、申請要件を満たしていることを証明するために必要な、全ての情報及び証書を含む申請書類によって裏付けられていなければならない。申請書類は、オーガナイズング NAC により、挑戦後 120 日以内に FAI 事務局に提出されなければならない。ただし、通常の期限内に申請書類を提出することが困難な要因について、関連エア・スポーツ委員会委員長が調査し、延長を認めた場合はこの限りではない。延長要望書は担当エア・スポーツ委員会委員長に上記期限内に提出されなければならない。かつ当該要望書のコピーは FAI へ提出されなければならない。FAI 事務局は、記録申請書類を受領した旨、申請者ならびにオーガナイズング NAC に通知する。申請書類は、スポーツ規定の関連するスペシャライズド・セクションに定める要件を遵守しなければならない。もし何も明記されていない場合は、適切な様式によるものとする。且つ、その申請書類には、その挑戦がスポーツ規定の規則に則って行われたという旨の記述を含む必要がある。

7.8.2 申請書類は以下の内容を含むものでなければならない。

- 申請する記録がどの分類に属するか（クラス、サブクラス等）
- 記録の名称及び具体的な数字についての記述
- 挑戦飛行の場所（コース）及び実施日及びパフォーマンス時の現地時間
- 競技会名及びパフォーマンスが達成された時の競技会ラウンド
- パイロットの氏名、性別及び国籍
- パイロットのスポーティング・ライセンスの番号、及び有効期限及びそのライセンスを発行した NAC の名称
- 5.2.1 項に基づいて任命された公式立会人による証明書
- 航空機のタイプ及び登録番号または登録記号
- エンジン又は動力源のタイプ及びその番号
- 挑戦飛行を管理する NAC の名称
- スポーツ規定のスペシャライズド・セクションに明記されている通り、各エア・スポーツ委員会より要求されるその他の情報

7.8.3 世界記録の FAI への正式プレリミナリー・クレーム（仮申請）はオーガナイズング NAC、またはコントローリング NAC、もしくは挑戦飛行を管理する公式立会人、競技会のオーガナイザー（5.3 項参照）、又は申請者のいずれかが、文書（ファックスや e-メールを含む）、もしくは電話通知で行うものとし、挑戦飛行完了後 7 日以内に FAI に届かなければならない。

但し、通常の期限内に提出することが困難な理由について、関連エア・スポーツ委員会会長が調査し特に延長を認めた場合は、この限りではない。

FAI 事務局は、仮申請の内容の詳細を FAI のウェブサイトに掲載し、且つ各 NAC、エア・スポーツ委員会のデレゲート及び代表にメールで通知することにより、その仮申請の受理を認める。

NAC は申請者に対し進捗状況を逐一通知することが望ましい。

- 7.8.4 各エア・スポーツ規定には、カテゴリー1 競技会にて樹立された記録成績について、直接 FAI へ告知することを認める条項を記載する特別な章を設けるものとする。
FAI への告知には、7.8.1 及び 7.8.3 の条項に従うことは求められないものの、申請要件を満たしていることを証明するために必要な情報を含めなければならない。
必要な管理費用が支払われるよう、FAI への直接の告知は、記録申請する NAC に対しても送られなければならない。

7.9 検証

FAI は必要に応じ申請書類の他に別の情報または文書を更に要求する場合があります、又 NAC に対し文書の受理又は拒否の通知を遅滞なく行う。
証拠不十分の場合又は規則に抵触する可能性がある場合、FAI は関連 FAI エア・スポーツ委員会に照会し助言を求める。拒否する場合、FAI は全て文書にて説明を行う。

7.10 通知

- 7.10.1 FAI 事務局は全ての NAC に対し記録認定申請を可及的速やかに通知する。

- 7.10.2 FAI 事務局は、新記録の最終認定の詳細を FAI のウェブサイトに掲載し、且つ各 NAC、エア・スポーツ委員会のデレгат及び代表にメールで通知することで、全 NAC に通達する。
最初の認定発表日から 90 日以内に当該認定に対して異議申立てがなければ、認定は最終的なものとする。

第 8 章

測定、計算、許容差(マージン)

8.1 測定

- 8.1.1 単位：FAI で使用される単位方式は角度の単位を除きメートル法（SI units）とする。
方位は真北から時計回りに度単位で計測する。
地理座標は度単位で表記する（推奨形式は度及び十進分）。
- 8.1.2 概要：機材に関わる技術的な基準と同様に位置、距離、時間、高度、質量ほかの主要な値を測定／記録する際の手法や精度基準も、各 FAI エア・スポーツ委員会で決定され、スポーツ規定の然るべき条項に明記される。
記録挑戦フライトの場合、実際に使用される測定／記録機器の適合性は、同機器が当該 FAI エア・スポーツ委員会によって承認された機器と同じ型であることを公式立会人が照合することで確認する。
注：ここ(7.1.2)で使用する「承認」という用語は関係エア・スポーツ委員会による承認のことをいう。
- 8.1.3 位置：位置は承認された地図を参照しながらあるいは GNSS によって直接測定することができる。
GNSS による場合、すべての地点、所在地、地理座標及び同時に使用された地図は WGS84 地球測地系に準拠しなければならない。
- 8.1.4 距離：距離は直接測定あるいは承認された地図によって決定することができる。
- 8.1.5 方位：方位は直接測定あるいは承認された地図によって決定することができる。
方位とは当該地点から見た方位を差す。
- 8.1.6 時間：経過時間や時刻は承認された時計または GNSS で測定することができる。
- 8.1.7 高度：気圧高度は承認された気圧測定装置を用いて測定することができる。
幾何学的高度及び/または地表からの高度は GNSS、光学的方法またはレーダーを用いて測定することができる。
- 8.1.8 質量：質量は関連するエア・スポーツ委員会が承認したスケールと方法を用いて測定されなければならない。
航空機の離陸質量は運航乗員を含め離陸時の総質量とする。

8.2 計算

- 8.2.1 概要：距離、方位、高度、速度、及びスコアを算定するための方式や精度基準は各 FAI エア・スポーツ委員会決定しスポーツ規定の然るべき条項に明記する。
注：ここ(7.2.2)で使用する「承認」という用語は関係エア・スポーツ委員会による承認のことをいう。
- 8.2.2 地球モデル：幾何学的計算に基づく仕様／規格はエア・スポーツ委員会が定めるものとする。
エア・スポーツ委員会による特段の定めが無い場合、幾何学的計算に使用される地球モデルは、WGS84 楕円体とする。
地球儀の仕様を定める場合は“FAI Sphere”とする。
平面模型が使用される場合には平面図法を厳密に定義しなければならない。
- 8.2.3 距離：地理座標から計算する場合の距離は当該計算で使用する地球モデル上の測地線の長さとする。
- 8.2.4 方位：地理座標から計測する場合の方位は使用する地球モデル上の所定地点との測地線で計測された方位とする。

- 8.2.5 高度：測定された高度を訂正する(必要が生じた)場合の計算方法はエア・スポーツ委員会
が定める。
標準圧力モデルが必要とされる場合には ICAO 標準大気とする。
- 8.2.6 速度：速度は距離と経過時間から計算する。
- 8.2.7 スコア：スコアの計算方法は、エア・スポーツ委員会で定める。
- 8.3 **記録の許容差(マージン)と精度**
- 8.3.1 各エア・スポーツ委員会はこの章の 8.4.2 項の規程を受けて、申請された記録が既存の
記録を上回るべき値/マージンを定めるものとする。
- 8.3.2 各エア・スポーツ委員会は記録に求められる精度を定める。
パフォーマンスに際しては記録を画定するために使用されるテクノロジーが有する精度よ
りも高い精度を求めてはならない。
- 8.4 **承認**
- 8.4.1 各エア・スポーツ委員会は計算処理方法についてアルゴリズム/処理方式を定める代わり
に特定の飛行評価方式や採点プログラムを承認することができる。
当該方式を取る場合、エア・スポーツ委員会は当該の飛行評価方式と採点プログラムにつ
いて試験、承認、バージョン管理を確実に履行しなければならない。
- 8.4.2 FAI 執行役員会は、国際記録に関する認定基準や解析手法を見直す。